

令和7年度 第2回彦根市入札監視委員会 議事概要

【日 時】 令和7年(2025年)12月24日(水) 午後2時から午後3時35分

【場 所】 彦根市役所本庁舎別館2階 別館2A会議室

【出席者】 委員：荒川委員長・石井委員・中辻委員・高田委員 ※欠席：片野委員

事務局：契約監理室（奥村室長・西倉次長・大野副主幹）

工事担当課：道路河川課、建築課、下水道建設課、上水道工務課、農林水産課、

清掃センター

【傍聴者】 なし

1 開会（委員長）

2 議事

(1) 入札および契約手続の運用状況等について . . . . . 資料1-1～1-3

※ 対象期間 令和7年4月から令和7年9月まで

事務局から、資料1-1 資料1-2 資料1-3 参考資料 に基づき、一括して説明

前回の委員会における「過去の推移等を示してほしい」との意見を踏まえ、平成29年度以降の入札監視委員会資料をまとめた参考資料3「入札方式別発注工事等総括表【経過一覧】」を新たに追加した。

(2) 抽出案件の審議について . . . . . 資料1-4

※ 抽出事案10件(一般3件、指名4件、随意契約3件)

【一般競争入札(様式第5号の1)】

① R6 稲枝西口停車場線道路改築工事

委員(抽出者)から、抽出理由等について説明。「参加21者に対して失格19者ということで際立って目立った。どういう状況だったのか。」

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明。また、抽出理由等への回答も言う。「土木工事については積算がある程度しやすい。基準単価どおりの積算をすれば一定

の金額で落ちやすいということがあり、最低制限価格のできるだけ低いところを狙われた結果、失格が多くなったと考えられる。」

参加 21 者に対して失格 19 者ということで際立って目立った。どういう状況だったのか。

< 質疑等 >

道路河川課：(理由補足) この工事は道路のバイパス整備をするもので、道路工事としては一般的な工種になる。入札者は、設計金額をある程度把握され、最低制限価格ぎりぎりを狙うというようなところを模索されたものと推察する。

委員：設計金額から予定価格を求める式は決まっているのか。

事務局：設計金額は工事担当課で作成し、予定価格は別の者が作成する。設計金額の資料項目に基づいて、予定価格作成者作成している。

委員：最低制限価格は、予定価格は使わず、設計金額を積み上げるために積算したそれぞれの項目の品目から計算されるということでしょうか。

事務局：設計金額は大きく分けると 4 つの項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）がある。それぞれの項目に係数を掛けて出てきたものを足したものが最低制限価格になる。それは予定価格作成者が作っている。

委員：設計金額と同じように最低制限価格も予想可能だったとは考えられないか。そうはならなかったということか。

事務局：業者は設計書から設計金額を出されるが、正確性の高い金額を出されていると思う。そこから最低制限価格は、率を公表しているため、同じように、出てくる。彦根市の場合はその後に、ランダムな  $\alpha$  値を掛けている。今回は、 $\alpha$  値が高かったため、低い  $\alpha$  値をつけた業者が失格になっているという状況である。

委員：失格者の割合は均等か。

事務局：仮にこの工事の  $\alpha$  値が低ければ(小さければ)、もう少し失格者が少なくて下の金額で落札していた。工事によって色々違う。失格者が多くなることも少なくなることもある。

事務局：資料 1-2 の備考に、「最低制限価格未滿失格者数」を掲載している。同工種でも失格が 2 や 3 と少ない工事もあれば、多い工事もある。

委員：今回の工事は、「土木工事にかかる特定建設業の許可を持っていること」が入っているが、彦根市は、特定建設業許可をつけるのをいくら以上としているか。特定

建設業というのは 5,000 万円以上の下請に出せるというルールなので、例えば 5,000 万円の工事にそれをつけると 5,000 万円全部出してしまうという、別の意味で一括丸投げ等の問題が出てくる。

事務局：土木工事にかかる特定建設業の許可を必要としているのは、5,000 万円以上の工事等としている。

委員：もう少し下をあげてもよいのではないか。例えば 8,000 万円以上の工事ではつけて、それ以下はつけないとか。参考に、県は多分 9,000 万円以上につけている。

事務局：発注基準等は毎年見直しをしているので、参考とさせていただきたい。

※ 市長への答申等は、特になし

## ② 彦根城国宝・重要文化財建造物防災施設整備工事

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明。「参加可能 10 者に対して応札が 2 者しかなく、落札率も高い。入札を 3 回重ね、ずっと超過で進んでいる。参加者が増えないと競争性も高まらない。2 者しか応札がなかった理由は。」

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明。また、抽出理由等への回答も言う。「本件は、以前一度入札をし、不調となった案件。参加者が少ない理由としては、元々大きな工事で、参加できる条件をある程度高めに設定している。管工事の登録者数がさほど多くないということも考えられる。落札率については、前回の入札で参加した 2 者がともに最低制限価格未満で失格となっているため、比較的高めに入札され、3 回目の入札でようやく予定価格に入るという形で、徐々に下げていかれたところがあり、落札率も比較的高い状況に落ち着いたと考えられる。」

<質疑等>

委員：参加可能が 10 者というのは、有資格名簿で管工事の 900 点以上かつ電気工事も登録している業者が 10 者ということか。

事務局：市内 6 者と準市内 1 者は格付 A の業者。市内・準市内以外の県内業者は、900 点以上で電気を持っている業者で、3 者ということである。

委員：2 つで絞ることはあまりしないと思う。入口をかなり絞っているイメージがある。

事務局：地元企業優先の観点から市内業者は絞っていない。市外業者を管と電気とした。

委員：市外から参加しにくい事情があるのであれば、市内参加者を増やす検討はされないのか。

委員：(ア)に該当するのが6者で、(イ)に該当するのが3者。結局(ア)の業者だけが参加した。だとすると、市内をBにまで拡大するということになるのか。

委員：彦根城の防災設備ということで、特殊な工事という印象がある。今回は、入替や修繕ではなく、全く新しい設備を導入する工事か。

建築課：防災設備の入替もあるし、今回新たに敷設した内容もある。

委員：入替を含むということは、かつてその工事を施工した業者が有利になるのか。

建築課：最初に工事をしたのが昭和初期。その会社はすでにないと聞いている。

委員：昭和から現代にいたるまで何度か同じような工事をしていて、毎回業者が入れ替わっているということか。

建築課：部分的な修繕を繰り返してきたが、ここまで大規模な工事はなかった。

委員長：入札者が少ないのは工事が難しいからか。あるいは予測がつかないからか。

建築課：施工箇所が国宝と重要文化財であるため、施工方法や施工時期は、文化庁や文化財専門家の意見を聞く等して決定することになる。業者が思うタイミングで工事に入れないことから応札業者が少なかったのではないかと考えている。

※ 市長への答申等は、特になし

### ③ R7 公共下水道高宮町舗装復旧工事

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明。「27者の参加があり、22者が失格。失格が多いが、予定価格超過もある。どういう状況だったのか。」

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明。また、抽出理由等への回答も言う。「舗装工事は材料、工法がある程度わかりやすい。国が示す標準の単価表どおりに積算すれば、設計金額が導きやすいということがある。あとは、最低制限価格を独自に計算され、下の方を狙われた結果、 $\alpha$ が少し高かったため、失格者が多くなったと考えられる。予定価格超過した業者が数者あったことについては、積算の部分で分かれたものと考えられる。」

<質疑等>

委員 長：1,000万円くらい高い業者があるが計算間違いか。

下水道建設課：業者から積算疑義の申し出はなかったため、担当課としては、積算の間違いはなかったと考えている。色々な業者から見積を請け負うような積算ソフトのメーカー等もあると聞いている。3者がどのような形で見積をされているかは把握していないが、見積をされた人が、見積の計算を間違えられたか何かで、3者だけが飛び抜けて応札されたのではないか。

委員：2者のくじびきだったのか。

事務局：そうである。

※ 市長への答申等は、特になし

#### 【指名競争入札(様式第5号の2)】

##### ④ 東沼波水源地LED照明取替工事 <建築課>

委員(抽出者)から、抽出理由等について説明。「電気工事が比較的落札率が高い傾向にある中、この案件は9者のうち5者が失格、3者が予定価格超過となっている。半分から2倍くらいまで数字がバラついている理由は何か。」

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明。また、抽出理由等への回答も言う。「電気工事は、土木や舗装工事に比べると積算に幅が出ることがある。それによって失格も超過も出る状況となり、落札率も比較的高めで落ち着いたものと考えられる。」

##### <質疑等>

委員：工事の内容がLEDの取替と処分であり、そんなに差が出るのか疑問である。

建築課：工事内容は非常にシンプルで、設計金額の大半を機器の価格が占めている。機器の価格については、各メーカーに聞き取りを行った上で、実勢価格がどれくらいかを想定して、設計金額を決めている。東沼波水源地は無人の施設で基本的に人がおらず、施工のやりやすさがある。機器の取替だけの簡単な工事内容ということで、失格者は、経費の部分が安くなったのではないか。高い業者については、今回は指名競争入札で数量を公開していない。あくまで設計図面から読み取って積算を行うという形態であるため、そこで積算ミスが生じたのではないかと推察する。

委員：150万円のできるという人もいれば600万円かかるという人もいる。先ほど言われたように、機械器具の値段がほとんどで、それを公表していないから、実際自分が入手できる金額で見積られているということだろう。

委員：何台取替が必要なのかを設計図から読み取らなくてもいいように書いておけば積算ミスは生じなかったのではないか。

建築課：設計図面には、器具の台数、配線のメーター数、細かい部材の個数まで、すべて記載している。各者によって仕入れの値段が違ふし、我々も仕入値段を把握できているわけではない。メーカーにどれくらいの値段で卸すのか聞き取ったうえで設計金額を決めているので、その辺りで差が生じたものと考えている。

事務局：合計数だけで個数までは書いていないのか。

建築課：図面には数量をすべて記載している。読み解かなければいけないほどの図面ではない。

※ 市長への答申等は、特になし

#### ⑤ 東沼波水源地次亜注入ポンプ点検整備工事

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明。「参加数の割に予定価格超過が多い。失格もあり、再入札もされているということで選択した。」

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明。また、抽出理由等への回答も言う。「機械器具設置工事についても積算が決まりづらいところがあり、④と同様に失格者も超過者も出る状況にとなったと考えられる。」

<質疑等>

委員：国交省も1回目失格だったら2回目は駄目だといっているが、失格した業者に2回目参加のチャンスを与えてもよいのではないか。

委員長：その制度を実際にされているところはあるか。

委員：国の制度がそうなっているため、おそらくどこでもそうだと思うが、合理性を感じない。

事務局：難しい面もあると思うが、ご意見として頂戴しておく。

委員：2回目をするとき失格の金額は業者にわかるのか。

事務局：1 回目の入札で一番低い金額を示している。

委員：その金額は失格の金額も含めてということか。

事務局：失格は含めていない。

委員：失格でない人は最低制限価格がどこまでいくかわからないが、失格者は失格になった金額より上ということがわかる。不公平が起こるので、失格者は2 回目に入れないうことではないか。

委員：失格の金額もみんなに知らせることにすれば可能になるのではないか。

※ 市長への答申等は、特になし

#### ⑥ 市立病院設備改修工事 実施設計委託業務

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明。「落札率が高いということ、参加者数が非常に少ないということで選定した。」

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明。また、抽出理由等への回答も言う。「そもそも市内・準市内のコンサル業者の数がさほど多くないことから応札をいただけなかった。また建築コンサルの専門電気ということで積算がしづらい状況だった。」

< 質疑等 >

委員：札を入れている2 者は、市内業者か。

建築課：市内業者である。

委員：専門電気に登録があっても、実際できる技術者がいないということか。

建築課：技術者が少ないということと手持ちの設計業務がかなり多く余裕がないと聞いている。

委員：今回は病院の設備であるが、病院以外でもこれくらいの額になるのか。

建築課：病院だから高くなる、安くなるということはない。あくまでも設計業務の内容による。

委員：業者の方が病院だから技術的に難しい等と判断して、高く見積もった可能性はあるか。

事務局：それもあと思う。内容を問わず、病院という名前でやりにくさを感じる業者はある。

委員：そういうことが入札価格にかかってきたのかと思ったが、予定価格の決定にそういったことは算入されていないということではないか。

建築課：そのとおりである。

委員：本日の他の案件でも、市内に限定せずに県内・市外業者に広げても参加してもらえない案件がいくつかあった。全体としての傾向はどうか。横方向（遠くの人に）に参加してもらえるようにしても増えないのであれば、市内参加者を増やすことを考えないといけないのではないか。

事務局：参加者数が少ないのは、工事の内容にもよる。そもそも登録業者が少ないということもある。また、市として、できる限り市内・準市内業者に工事を発注する方針を持っているため、まず市内業者から声をかけている。広げていくということについては、できるだけ市内の中で、登録の少ない工種についてはできるだけ多く登録いただけるようにやっていく方法が考えられるが、どうしても偏りがある。

委員：過去にはもう少し登録があったが、コロナで減ったということか。

事務局：そういうことはない。そもそも工事の発注の件数が少ないと、やはり登録しようとする業者もないのでそこには登録されることが少なくなる。今回審査していただいた機械や電気工事は、他の土木等に比べると発注としては少ない工事。今回の委託についても、1年に1回あるかないかくらい。そこに登録してもというところで登録する業者自体が少ないということがある。

委員：設計業務の予定金額はどのように積み上げてつくられるものか。

建築課：国交省で公表されている積算方法に基づいて行っている。今回は改修工事がメインの設計業務になるので、各改修工事に係る図面の枚数と難易度で主に積算している。後は係数に沿って経費を算出していくということになる。

委員：この設計業務は3回入札があったが、当初、業者はもっと難易度が高い手間暇かかる設計だと思っていたということか。

建築課：おそらくそうだと思う。

※ 市長への答申等は、特になし

#### ⑦ R7 匿谷池廃止測量設計委託業務

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明。「設計委託業務で、比較的予定価格に近い積算ができると思ったが、予定価格超過が非常に多い。超過がこれほど多く出た理由は何か。」

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明。また、抽出理由等への

回答も言う。「本業務は標準単価がないことから、事前に同じ 10 社に対して見積依頼を実施し、その回答をもとに予定価格を設定したという経緯がある。予定価格超過が多く出た理由としては、標準単価がないため、業者がそれぞれに積算された結果、予定価格を超過されたという状況である。」

< 質疑等 >

事務局：本業務は標準単価がないことから、事前に同じ 10 社に対して見積依頼を実施し、その回答をもとに予定価格を設定したという経緯がある。予定価格超過が多く出た理由としては、標準単価がないため、業者がそれぞれに積算された結果、予定価格を超過されたという状況である。

委員：見積で決められたということだが、見積の結果は公表しているか。

農林水産課：公表している。10 者に依頼し、8 者から見積書の提出があった。

委員長：見積もり段階で、業者同士がどういいう見積を出したかという話をしてもよいのか。

農林水産課：各々の業者に依頼をしているので、業者間で話をするのではないと想定している。

委員長：いわゆる談合には当たらない、ルール上禁止されているものではないということ  
でよいか。

事務局：設計金額を算定するための見積の段階であるので、ルール上禁止されているもの  
ではない。

※ 市長への答申等は、特になし

【随意契約(様式第 5 号の 3)】

⑧ ごみ焼却場定期整備工事その 1

⑨ ごみ焼却場定期整備工事その 2

委員(抽出者)から、抽出理由等について説明。「⑧⑨は、契約日も近く、同じ業種の工事。なぜ分割した契約としたのか。」

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明。また、抽出理由等への回答も言う。「⑧は前年度の予算要求時点でわかっていた工事内容について、年度当初の審査会に諮って発注したものであり、⑨は 4 月の年度当初に必要とわかった工事である。それぞれの工期が 1 年近くかかることから、どちらも年度当初の比較的近い時期での発注となった。判明した

工事内容の時期によってわけて発注したところに、たまたま時期が重なったということである。」

< 質疑等 >

委員：工事を依頼できるのが1者の場合、先方の言い値で設計金額を決めざるを得ない面があるのではないか。

清掃センター：元受業者（メーカー）でなければ見積が出ない部品が主要なところを占めているため、随意契約でしか工事を発注することができない。メーカーも本市の状況は熟知しており、相互の協力体制の中で進めていく。

委員：ごみ焼却場では特にそういう状況が発生しがちだと思うが、つくるのとメンテナンスを切り離す、あるいはメンテナンスを毎回競争的にさせるというのは形態からして不可能か。

清掃センター：メーカーの性能保証（ダイオキシン類排出基準値等）は、運転管理とメンテナンスをあわせて担うことにより保証される。どちらかが違う業者になるとその保証が得られなくなり、保証値を守ることが厳しい。何か有ったときの責任の所在も不明確になる。

※ 市長への答申等は、特になし

#### ⑩ R7 東沼波水源地取水井基本詳細設計委託業務

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明。「随意契約にも関わらず他の委託業務に比べ落札率が低い。予定価格をどのように決定したのか。」

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明。また、抽出理由等への回答も言う。「落札率が低くなった要因の一つとして、当該業者が過年度に大藪浄水場中央監視制御設備更新実施設計を受託しており、更新の整備計画の立案を熟知していたことが考えられる。」

< 質疑等 >

上水道工務課：（理由補足）業者から事前に参考見積書を徴取しており、それを精査する形で、歩掛を用いて設計したが、ほぼ同額になった。理由は定かではないが、企業努

力があつたものと考えている。

委員：設計金額よりも大幅に予定金額があがったということか。

事務局：設計金額を出したら、業者の参考見積とほぼ同額になった。設計金額がそのまま予定価格になる。随意契約の時点で、業者が当初出した見積よりも大幅に下げられた。それが企業努力なのか不明であるが、安く受けていただいたということである。

委員長：見積りの段階で多めに出してきたということではないのか。

上水道工務課：今回歩掛で精査し直したので、それはない。

事務局：工事の場合は、競争入札をしても落札率が高くなるが、業務委託の場合は全体的に低めの傾向にはある。

委員：もし入札で最低制限価格を設定していれば失格になっている。

※ 市長への答申等は、特になし

### 3 その他

事務局から、「令和7年度の委員会は今回で終了すること、現在の委員の皆様には異動等がなければ来年度も引き続きお願いしたいこと、また次年度も7月と12月の2回の開催を予定しており、開催時期が迫ったら日程調整を行うこと」について説明した。

### 4 閉会

契約監理室長挨拶